

## 《送達・執行文付与》

公正証書により強制執行をする場合は、予め「送達」という手続きを経ておく必要があります。

以下、特別送達、公証人による交付送達、執行文の付与について、説明します。

### 1 特別送達(支払いが滞ってから、郵送による送達手続)

債務者(お金を借りた人、支払わなければならない人)が、公正証書に記載されたとおり金銭の支払いをしない場合には、債権者(お金を貸した人、支払いを請求する人)は、公正証書を作成した公証役場で、公正証書の正本に「執行文」(“強制執行することができる”という文言が入った書類)を付してもらった上で、裁判所に強制執行の申立をすることができます。

しかし、この強制執行を開始するためには、その前段階として、「送達」(債務者に公正証書の謄本を郵送で送り、書類の内容を少なくとも知りうる状態にしておくこと)という手続きが必要になります。送達手続をしてから、公証人が執行文を付与し、それから強制執行手続に進むことになります。

仮に、契約事項不履行事案が生じた場合は、事案の内容により必要書類や手続き等が異なりますので、作成した公正証書をお手元にご準備願った上で、電話にて公証センター(048-831-1951)にお問い合わせください。

### 【流れ】

公正証書作成 ➡ 支払停止が発生 ➡ 送達  
送達後1週間～1か月 ➡ 執行文付与 ➡ 強制執行

### 2 公証人による交付送達(公正証書作成時に送達を行う)

通常送達は郵送で行われますが、公証人による交付送達という方法があります。

この方法は、公正証書作成のために債務者本人が役場に出向いたときに限り、公証人が債権者の前で債務者に謄本を手渡しすることで、送達手続を終えたものとみなすとする制度のことです。債権者からの金銭債務の支払いが滞ったときには、速やかに強制執行の手続きに入ることができます。

## 【流れ】

公正証書作成 ➡ 交付送達 ➡ 支払が停止 ➡  
執行文付与 ➡ 強制執行

※ 執行文の付与は、公正証書を作成した公証役場で行いますが、強制執行の手続きは債務者の住所地を管轄する裁判所で行います。

### 3 執行文の付与

公正証書により強制執行を開始するためには

a 公正証書の正本に執行文の付与を受けること

b 公正証書の謄本を予め強制執行を受けるべき債務者に送達(特別送達)し、その送達証明書により執行機関に証明できること

の2つの要件が必要です。

ただし、公正証書作成の際、債務者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成した場合は、直接、公正証書の謄本を債務者本人に交付する方法によっても、前記bと同様に送達したこととみなされます(交付送達)。

#### (1) 執行文付与の手続き

公正証書の正本を所持する債権者が、原本を保管している公証役場に出向き、執行文の付与を請求します。その際、管轄を異にする数筆の不動産に強制執行する場合は、予め執行機関の数だけ執行文の付与を受ける必要がありますので、注意してください。

公正証書正本に債権者と記載された者以外の者が、執行文の付与の申立をするときは、債権者の変更を証する書面を提出する必要がありますので、どのような書面が必要かについて、予め公証役場にお問合せ願います。

公証人は、執行文を付与しても差し支えないと判断したときは、公正証書の正本の末尾に、「甲が乙に対しこの証書により強制執行できる。」旨の文言を付して、公正証書正本を債権者にお返しします。

仮に、執行文の付与を受けようとする場合は、事案の内容により必要書類や手続きが異なりなすので、作成した公正証書をお手元にご準備願った上で、電話にて公証センター(048-831-1951)にお問い合わせください。